

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令を次のように定める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第九十五号）第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。

蛇田郡	二七〇町 真狩村 喜茂別町 京極町 俱知安町 豊浦町 洞爺湖町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 余市郡 仁木町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 新得町 清水町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 厚真町 安平町 中川郡 美深町 音威子府村 中川町 増毛町 増毛町 留萌郡 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町 豊富町 天塩郡 猿払村 宗谷郡 枝幸町 中頓別町 枝幸町 利尻郡 利尻町 利尻富士町 網走郡 美幌町 津別町 大空町 斜里郡 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 常呂郡
-----	---

紋別郡	遠軽町	湧別町	滝上町
有珠郡	雄武町		
白老郡	壮瞥町		
沙流郡	白老町		
新冠郡	日高町	平取町	
様似郡	新冠町		
浦河郡	様似町		
幌泉郡	えりも町		
日高郡	新ひだか町		
河東郡	音更町	士幌町	上士幌町
河西郡	芽室町	中札内村	更
中川郡	別村		
足寄郡	足寄町	陸別町	
十勝郡	浦幌町		
釧路郡	釧路町		
厚岸郡	厚岸町	浜中町	
川上郡	標茶町	弟子屈町	
阿寒郡	鶴居村		
白糠郡	白糠町		
野付郡	別海町		
標津郡	中標津町	標津町	
目梨郡	羅臼町		
東津軽郡	青森市	弘前市	八戸市
西津軽郡	市黒石市	五所川原市	
中津軽郡	市十和田市	むつ市	
南津軽郡	つがる市	平川市	
北津軽郡	平内町	蓬田村	外ヶ浜町
上北郡	町今別町		
	鯡ヶ沢町	深浦町	
	西目屋村		
	大鰐町	田舎館村	
	板柳町	鶴田町	中泊町
	野辺地町	七戸町	横浜町
	町東北町	六ヶ所村	

三戸郡

三戸町 五戸町 田子
町 南部町 新郷村
盛岡市 宮古市 大船渡

三戸郡	三戸町	五戸町	田子
岩手郡	町	南部町	新郷村
紫波郡	盛岡市	宮古市	大船渡市
和賀郡	市	花巻市	北上市
胆沢郡	慈市	遠野市	一関市
西磐井郡	陸前高田市	釜石市	二
郡	石町	八幡平市	奥州市
気仙郡	紫波町	葛巻町	岩手町
上閉伊郡	住田町		
下閉伊郡	大槌町		
九戸郡	山田町	岩泉町	田野畑町
二戸郡	村	普代村	
	軽米町	洋野町	野田
	村	九戸村	
	一戸町		
	仙台市	石巻市	塩竈

三戸郡	三戸町	五戸町	田子
岩手郡	町	南部町	新郷村
紫波郡	盛岡市	宮古市	大船渡
和賀郡	市	花巻市	北上市
胆沢郡	市	遠野市	一関市
西磐井郡	陸前高田市	金石市	二
気仙郡	平泉町	葛巻町	岩手町
上閉伊郡	住田町	大槌町	
下閉伊郡	山田町	岩泉町	田野畑
九戸郡	村	普代村	
二戸郡	軽米町	洋野町	野田
	村	九戸村	
	一戸町		
	仙台市	石巻市	塩竈
	市	気仙沼市	白石市
	角田市	登米市	栗原
	市	東松島市	大崎市
刈田郡	蔵王町	七ヶ宿町	
柴田郡	村田町	柴田町	川崎町
伊具郡	丸森町		
亘理郡	山元町		
宮城郡	大和町	大郷町	大衡村
黒川郡	松島町		
加美郡	色麻町	加美町	
遠田郡	涌谷町		
牡鹿郡	女川町		
本吉郡	南三陸町		
鹿角郡	秋田市	能代市	横手
北秋田郡	市	大館市	男鹿市
山本郡	市	鹿角市	由利本荘
南秋田郡	市	大仙市	北秋田市
	仙北市	にかほ市	
	小坂町		
	上小阿仁村		
	藤里町	三種町	八峰町
	五城目町	八郎潟町	井
	川町		

高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
北宇和郡 松野町 鬼北町	幡多郡 大月町 三原村 黒潮町 北九州市 福岡市 飯塚市 八女市 豊前市 筑紫野市 宗像市 うきは市 宮若市 嘉麻市 朝倉市 みやま市 糸島市 那珂川市 篠栗町 新宮町 芦屋町 鞍手町 筑前町 東峰村 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 みやこ町 築上町 上毛町 佐賀市 唐津市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 神埼市 玄海町 東松浦郡 杵島郡 藤津郡	東松浦郡 杵島郡 藤津郡	長崎県 大町町 白石町 太良町 佐世保市 島原市 諫早市 平戸市 松浦市 対馬市 壱岐市

熊本県	大分県	宮崎県
東彼杵郡 市 南島原市 雲仙市 東彼杵町 小値賀町 佐々町 北松浦郡 新上五島町 八代市 人吉市 水俣市 玉名市 天草市 山鹿市 菊池市 宇土市 阿蘇市 上草市 宇城市 阿蘇市 下益城郡 美里町 玉名郡 南関町 和水町 菊池郡 大津町 阿蘇郡 南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 阿蘇村 御船町 甲佐町 山都町 上益城郡 芦北町 津奈木町 多良木町 湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村 あさぎり町 天草郡 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 姫島村 東国東郡 日出町 玖珠町 宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 高原町 西諸郡 国富町 綾町 東諸郡	東国東郡 日出町 玖珠町 宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 高原町 西諸郡 国富町 綾町 東諸郡	宮崎県 大町町 白石町 太良町 佐世保市 島原市 諫早市 平戸市 松浦市 対馬市 壱岐市

鹿児島県	沖縄県
児湯郡 西米良村 木城町 川南町 都農町 東臼杵郡 諸塚村 美郷町 椎葉村 西臼杵郡 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町 鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 曾於市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 始良市 三島村 十島村 鹿児島郡 薩摩郡 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 錦江町 南大隅町 肝付町 中種子町 南種子町 屋久島町 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 名護市 うるま市 南城市 宮古島市 石垣市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊平屋村 伊是名村 渡嘉敷村 座間味村 栗国村 渡名喜村 久米島町 南大東村 北大東村 多良間村 竹富町 与那国町 宮古郡 八重山郡	沖縄県 大島郡 熊毛郡 肝属郡 曾於郡 始良郡 出水郡 薩摩郡 鹿児島郡 三島村 十島村 鹿児島郡 薩摩郡 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 錦江町 南大隅町 肝付町 中種子町 南種子町 屋久島町 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 名護市 うるま市 南城市 宮古島市 石垣市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊平屋村 伊是名村 渡嘉敷村 座間味村 栗国村 渡名喜村 久米島町 南大東村 北大東村 多良間村 竹富町 与那国町 宮古郡 八重山郡

附 則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四八号）

第一条 この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の区域に含まれる場合においては、施行の際における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

2 施行日から平成十九年四月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、平成十九年四月三十日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の区域に含まれる場合においては、平成十九年四月三十日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（平成一九年一〇月一日厚生労働省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一日厚生労働省令第一四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二日厚生労働省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日厚生労働省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

れる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和三年五月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福島県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和四年九月一日厚生労働省令第一二三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年一月四日厚生労働省令第一号）

この省令は、令和六年二月一日から施行する。